

## 今後の住宅・建築物の省エネルギー対策について

平成 26 年 12 月 2 日

資源エネルギー庁省エネルギー対策課

我が国のエネルギー消費において、業務・家庭部門（民生部門）は、全体の消費量の約3分の1を占めるが、他部門に比してエネルギー消費量の伸びが最も大きい部門となっており、同部門に対する追加的な省エネ対策が求められている。

同部門において高い省エネルギー効果が期待されるのは、住宅・建築物に対する措置であり、これまでに、建築材料のトップランナー制度への追加、業務用冷蔵庫・冷凍庫、複合機、プリンター、電気温水機器（ヒートポンプ給湯器）及びLED電球へのトップランナー制度の対象拡大を実施し、これら材料や機器の導入促進による住宅・建築物の省エネ化を図ってきた。

これらの措置に加え、新築住宅・建築物自体の高断熱化や空調負荷低減、既築住宅・建築物の省エネ改修を、より一層強化・推進することも重要であり、政府としては、本年4月のエネルギー基本計画において、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する」と閣議決定したところ。

今後、上記のエネルギー基本計画の内容の具体化に向けて、順次取組を進めていく。